

産婦健康診査を長野県外の医療機関等で受診する方へ

制度の概要

里帰りなどの理由により、長野県内で「産婦健康診査受診票」を使用できない方が、県外の医療機関で受診した際に自己負担をした産婦健康診査料（保険適用外分）を受診票の上限額の範囲で、長野市から受診者へ返金をする制度です。

助成対象の産婦健康診査（2回以内）終了後、以下の書類をご提出ください。

必要書類

書類は、産婦健康診査（2回以内）終了後 90 日以内にご提出ください。

1. 長野市産婦健康診査料請求書	請求者は受診者本人としてください。 請求額は未記入のままご提出ください。 振込先は受診者本人名義の口座をご記入ください。（振込名義人が本人以外の場合は「委任状」が必要です。）
2. 産婦健康診査受診票（補助券） ※ 健診結果記載済	県内で使用できなかった受診票 受診機関で健診結果（医療機関記入欄、請求書欄に示す医療機関番号、所在地、名称、医療機関の長、及び裏面問診結果）を記載済のもの
3. 医療機関発行の領収書（原本）・ 診療明細書（ある場合のみ）	原本は、確認後お返しいたします。

手続きに関する注意事項

- 産婦健康診査受診票は、請求時に必要です。紛失した場合、お支払いできない場合があります。支払上限額は1回5,000円（1人2回分まで）です。
- 産婦健康診査受診票には、受診医療機関による受診結果の記載が必要です。必要な産婦健康診査項目を全て受診していない、健診結果の記載もれがある場合は、助成の対象外となります（受診前、医療機関に裏面説明文により対応についてご相談ください。）。必要な健診結果等が全て記載されている場合は、医療機関独自の別様式を、長野市で交付した未記載の産婦健康診査受診票と併せて提出することで請求が可能です。
- 領収書は、受診者の氏名や医療機関名、受診年月日が確認できるものを提出してください。
- 長野市内に住民票がある期間に受診したものが対象です。市外に在住する期間に受診したものは、その住所地の市町村へお問い合わせください。

【書類の提出先（お問合わせ先）】

〒380-0928 長野市若里6丁目6番1号（長野赤十字病院東側）電話（026）226-9963

長野市保健所 健康課 母子保健担当

長野市ホームページ（<http://www.city.nagano.nagano.jp/>）からも請求書の印刷ができます。トップページのサイト内検索で「産婦健診」と入力してください。

長野市在住者の産婦健康診査を実施する医療機関の方へ

長野市では、国が定める厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「母子保健医療対策総合支援事業の実施について」に基づく産婦健康診査への助成を実施しています。

県外で受診した産婦健康診査受診者には、受診後、自己負担した受診費用を当市に請求し助成を受けることができます。請求の際、下記による産婦健康診査の結果の提出が必要となりますので、受診票に結果を記載し産婦にお渡しいただきますようご協力をお願いします。

記

1 助成対象となる健診内容

- ・問診（生活環境、授乳状況、育児不安、精神疾患の既往歴、服用歴等）
 - ・診察（子宮復古状況、悪露、乳房の状態等）
 - ・体重・血圧測定・尿検査(蛋白・糖)
 - ・エジンバラ産後うつ病質問票（EPDS）による問診
- 以上全てを実施すること。

支援が必要と判断される受診者に対しては、適宜、次に掲げる対応を行う。

- ・受診者のセルフケアに関する助言・指導
 - ・子育て世代包括支援センター等、市町村の相談窓口等に関する情報提供
 - ・実施機関における経過観察
 - ・精神科に関する情報提供（可能であれば精神科医療機関を紹介）
 - ・その他、受診者を支援するために必要な助言・情報提供等
- 健診の結果、評価及び上記の対応内容については長野市へ速やかにご報告ください。**

2 健診回数 2回まで（1回の出産で1人2回まで）

3 受診票の書き方

表面受診票の「医療機関記入欄」の記入項目全ておよび「産婦健康診査料請求書欄」の日付、医療機関番号、所在地、名称、医療機関の長の記入をしてください。

裏面問診票の下段 受診日、医療機関名、医師名、助産師・看護師名、結果の欄を記入してください。

※ 必要な健診結果等が全て記入されている場合は、当市受診票様式ではなく実施機関独自の別様式でも構いません。

⇒ 健診結果を記載した産婦健康診査受診票を本人にお渡しください。